

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第6回会議配布資料	10
-----------------------------------	----

諸外国における暗号資産の処分を防止する
ための制度・運用の概要

諸外国における暗号資産の処分を防止するための制度・運用の概要（注1）

	イギリス（注2） 	アメリカ（注3） 	ドイツ 	フランス 	韓国 
犯罪収益として没収可能な財産	金銭、不動産、動産及び無形財産を含む全ての財産（2002年犯罪収益法第84条(1)）	「あらゆる財産」（any property）（合衆国法典第21編第853条(a)、同第18編第982条(a)等） ※ 没収の規定は個別の犯罪ごとに設けられており、薬物犯罪やマネー・ローンダリング罪などの代表的な没収規定において、上記のとおり規定されている。	犯人が、違法な行為により、又は違法な行為のために「何か」を得たときは、没収を命じるものとされ（刑法第73条第1項）、得られた「何か」とは、犯行によって実際に得られた利益の総体をいうとされている。	全ての動産、不動産及び無形権（刑法典第131-21条、刑事訴訟法典第706-153条）	「財産」（犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律第2条第2号、第8条第1項等）
権利者による暗号資産の処分を禁止・防止するための手続（処分禁止命令等）	間接保有型及び自己保管型（注4）のいずれについても、「保全命令」（restraint order）により、当該財産の取扱いを禁止することができる（2002年犯罪収益法第41条(1)）。 【要件】 保全命令の発令を受けるためには、犯罪捜査や犯罪に対する手続が開始されており、被疑者又は被告人が犯罪行為から利益を得たと疑うにつき合理的な理由があることなどの要件を満たし、かつ、当該財産が散逸する現実的危険があることが必要（同法第40条等）。 【手続】 暗号資産に対する「保全命令」は、全ての財産の取扱いが制限される「全財産保全命令」（all-assets restraint order）又は特定の犯罪行為による利益の額と同等の価値を有する特定の財産の取扱いが制限される「特定保全命令」（specific restraint order）により行う。	「保護命令」（restraining order）により、没収対象財産である暗号資産の管理権を保全するため必要な措置をとることができる（合衆国法典第21編第853条(e)）。なお、自己保管型については、保護命令では保全の目的を達することができないため、下欄の「押収」として移転されている。 【要件】 保護命令の発令を受けるためには、没収が命じられることとなり得る罪の違反について訴追し、かつ、判決時には対象財産が没収されるべきであることを主張する起訴状が提出される必要がある。 起訴前の保護命令の発令を受けるためには、①国が没収判決を得ること及び保護命令が発令されなければ当該財産が損壊され、管轄外に移転され、又は没収が不可能になることについての実質的な蓋然性があること、②保護命令によって当該財産の管理権を保全する必要性が、当該命令を受ける者が被る不利益を上回ることが必要である。 【手続】 暗号資産の「保護命令」は、裁判所が、被疑者・被告人及び暗号資産交換業者等に対して当該命令を送達して行い、当該命令が送達された暗号資産交換業者等は、当該暗号資産のウォレットを凍結する。	間接保有型及び自己保管型のいずれについても、「差押え」により、没収対象財産である暗号資産を差し押さえることができる（刑事訴訟法第111条b）。 【要件】 没収の要件が存在すると推測する理由があるときは、没収の実施を確保するためにその対象物を差し押さえることができる。 【手続】 差押えは、民事上の「差押え」（Pfändung）により行う（同法第111条c第2項）。 自己保管型については、対象となる権利に関するあらゆる処分行為を禁じる命令が保有者個人に送達された時点で差押えの効力が生じ、間接保有型については、保有者個人に対して差押命令を送達するほか、秘密鍵を管理する暗号資産交換業者等への差押命令の送達をもって差押えの効力が生じる。		間接保有型については、「没収保全命令」により、没収対象財産に関する処分を禁止することができる（麻薬類不法取引防止に関する特例法第33条）。 なお、自己保管型については、実務上、没収保全を行っていない。 【要件】 麻薬類犯罪等に関連した被告人に対する刑事事件に関して、没収対象財産に該当すると判断するのに相当な理由があり、その財産を没収するために必要であると認められるときは、没収保全命令の発令を受けることができる。 【手続】 暗号資産を含む「その他の財産権」の没収保全に関しては、債権の没収保全の例によることとなり、その没収保全は、債権者に対し債権の処分及び領収を禁止し、債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行われる（同法第40条、第41条）。
暗号資産・秘密鍵を移転・取得するための手続（押収）	○ 裁判所は、上欄の「保全命令」の実効性を確保するために適切と認める内容の命令を発することができ、実効性を確保するための措置を講じることができる者に対して、警察等の当局の管理するウォレットに没収対象財産である暗号資産を移転することを命ずることができる（2002年犯罪収益法第41条(7)）。 【要件】 保全命令の申立人が、当該命令の申立てと併せて又は事後に、2002年犯罪収益法第41条(7)に基づく命令を申し立てた場合、裁判所は、当該命令を発することができる。 【手続】 2002年犯罪収益法第41条(7)の命令を受けた者は、当該命令に基づき、没収対象財産である暗号資産を警察等の当局の管理するウォレットに移転する。 ○ ハードウェアウォレット（注5）等が犯罪遂行の結果として得られたもの又は犯罪に関する証拠であり、かつ、その隠匿等を防ぐために押収することが必要であると信ずる合理的な理由があるときは、これを押収することができる（1984年警察及び刑事証拠法第19条、第20条）。	間接保有型及び自己保管型のいずれについても、押収令状（seizure warrant）により、没収対象財産である暗号資産を押収することができ（合衆国法典第21編第853条(f)）、「押収」として暗号資産を移転することもできる。 【要件】 押収令状の発付を得るためには、対象財産が没収対象財産であること、及び、上欄の「保護命令」（restraining order）では没収対象財産の管理権を確保するには十分でないことについて信じるに足る相当な理由（probable cause）があることが必要である。 【手続】 例えば、捜査機関が暗号資産に関するハードウェアウォレット等を押収した場合、捜査機関が管理するウォレットに暗号資産を移転した後、さらに、没収した暗号資産の管理・処分を担っているUSマーシャルのウォレットにこれを移転した上で管理する。	ハードウェアウォレット等が証拠方法として取調上意義を有する可能性のある物であるときは、これを領置し、又はその他の方法で保全することができ、これを人が所持しており、任意に提出されないときは、押収することができる（刑事訴訟法第94条）。	間接保有型及び自己保管型のいずれについても、没収対象財産である暗号資産の没収保全は、「差押え」（saisie）により行う（刑事訴訟法典第706-153条から第706-156条まで）。 【要件】 現行犯捜査又は予備捜査中に、検事正の請求により付託を受けた自由勾留判事は、理由を付した決定をもって、刑法典第131-21条により没収を規定する無形財産又はその権利の差押えを命ずることができる。予審判事は、予審期間中、これと同じ要件により上記の財産又はその権利の差押えを命ずることができる。 【手続】 没収対象財産である暗号資産を「押収・没収資産管理回収機構」（AGRASC: Agence de Gestion et de Recouvrement des Avoirs Saisis et Confisqués. 押収や没収等の対象財産の保全又は適正価値維持のために必要な管理を行う。）の専用ウォレットに移転して差押命令を執行する。 また、差押えを継続することが財産の価値を低下させるおそれがあるときは、判決前に当該財産を売却させることもできる。	ハードウェアウォレット等が「証拠物」又は「没収するもの」と思料する物件であるときは、これを押収することができる（刑事訴訟法第106条、第219条）。

（注1）法務省刑事局調査による。暗号資産の処分の防止に関係すると思われる制度・運用の一部を掲げたものであり、必ずしもそれら制度・運用の状況を網羅的に掲げたものではない。また、凍結命令及び没収命令の相互承認に関する欧州議会及び理事会の2018年11月14日の規則（EU）2018/1805などの条約・協定、EU法などに関するものは記載していない。

（注2）イングランド及びウェールズにおけるものである。

（注3）連邦におけるものである。なお、米国における財産の没収は、行政没収（Administrative Forfeiture）、民事没収（Civil Forfeiture）、刑事没収（Criminal Forfeiture）の3つに分類されるが、上記は刑事没収について記載したものである。

（注4）「間接保有型」とは、預託するなど暗号資産を暗号資産交換業者等を介して保有する形態をいい、「自己保管型」とは、暗号資産交換業者等を介さずに自らウォレット等により直接保有する形態をいう。

（注5）「ハードウェアウォレット」とは、一般に、専用のデバイス（装置）により秘密鍵を管理する方式のウォレットをいう。